

(財)家計経済研究所編

『ワンペアレント・ファミリー (離別母子世帯) に関する6カ国調査』

評者：杉本 貴代栄

国際比較調査が明らかにした“日本のシングルマザーのジェンダー問題”

(1) 調査の方法について

何らかの社会的な困難を抱える人々を対象として行われた調査報告書を読む度に、ある疑問が私のなかで度々頭をもたげる。それは、「調査に応じた当事者たちは、これを読んでどう感じるのだろうか？」あるいは「ここで語られていることは、はたして当事者たちの本音なのだろうか？」という疑問である。例えば、本書が調査対象とした母子世帯についても、多くは行政によって実施された調査報告書がいくつもあがあるが、そのなかには調査の信憑性が疑わしいものがある。国や自治体が行う調査は「上から下」への調査となることが避けがたく、調査対象者への配慮を欠いた高圧的な調査となりがちで、回答拒否や不正確な回答があると考えられるからである。例えば『正しい母子家庭のやり方』のなかで久田は、「変な目で見られるといやだから、母子家庭になった理由を“未婚”なのに“離婚”と答えた」という例を紹介している

(注1)。また、調査の当事者たちはこのような報告書を読まないという前提で書かれているからか、プライバシーの保護を充分考慮した記述となっていないこともある。このような理由からこれらの調査は、母子世帯の抱える「現実」を必ずしも明らかにはしていないし、調査の対象となった人々と問題を共有しようとはしていない。母子世帯に限らず、何らかの社会的な困難を抱える人々を調査することについて、私が「フェミニスト調査」という手法(あるいは視点といってもいいだろう)を重視するきっかけは、このような疑問に直面したことだった。

フェミニスト調査の詳細については、私が別の機会に書いたものを読んでいただくとして(注2)、ここではそのアウトラインだけを述べておこう。それは、欧米で開拓されたフェミニスト研究の「方法論」のひとつであり、フェミニスト研究が従来の学問に風穴をあけたように、従来の社会調査に新たな方法と視点を持ち込むものである。女性に関することを、(多くの場合)女性の手によって、そして女性の利益のために行う調査であり、女性の状況を変えることに貢献する調査である。調査の方法論は多様であるのだが、共通することは、調査研究者と調査対象者とが対等な関係であること、調査研究者が自分の個人的経験(女性であるという経験)を考察に用いること、多くの場合、量的調査より質的調査を重視し、面接調査等により問題を「深く」知ることを重視する、ことがあげられる。

1999年に家計経済研究所から出版された本書は、離別母子世帯に関する日本、アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、香港の6カ国で行った国際比較調査であるが、上記

のようなフェミニスト調査の条件を備えたものである。調査は、離別シングルマザーの離別前後の家計・生活、意識の各領域からその実態・全体像を把握することを主眼とし、1) 仕事、2) 性別役割分業、3) 家計、4) 離婚の意識、5) 要望、6) 日常生活その他、という共通項目について質的調査である面接調査を各国で行った。インタビューしたシングルマザーは、日本では44人、他の5カ国では各20人程度。質的調査であるために全体的な趨勢を知ることはできないが、インタビュー形式を取ることで離別母子ワンペアレント・ファミリーの生活の「内側」に迫ることを意図している。このような方法でシングルマザーの抱える問題を明らかにし、その困難を打破することに貢献するこの調査とは、(調査者が、フェミニスト調査を意図していたかどうかは別として)フェミニスト調査とその基本的立場を同じくするものである(特にイギリス調査については、まさにフェミニスト調査である)。

後述するように、このような調査によってシングルマザーが抱える困難が「ジェンダー問題」であることが明らかにされるのだが、ただし、国際比較調査という困難な条件のために、いくつかの方法論上の齟齬が生じたことを指摘しておかねばならない。日本調査は別として、アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、香港の各調査は、それぞれ別の担当者(当該国に居住する人)が行っているのだが、調査者それぞれの専門領域や関心が違う。そのためサンプリングがバラバラであること、インタビュー調査においても取り上げている問題や力点の置き方に差が出て、比較しにくい調査結果となっている。各国調査者間の「合意」や「調整」、事前における調査全体の統括がより必要であったのではないかと。調査が多く制限のあるなかで行われたことは理解するものの、アームチェ

アール・デテクティブといった不満が残る。

(2) 調査の結果について

以上のような国際調査につきものの困難を抱えながらも、ほぼ同一の調査項目についてインタビュー調査を行ったことによって、本書はシングルマザーについてのいくつかの真実を明らかにした。ここでは紙数の関係から、日本との比較で興味深い調査結果、<親との同居><子の父からの養育費><公的援助>についてみてみよう。

日本のシングルマザーの「特徴」であると度々指摘される<親との同居>は、本書の調査によっても明らかにされた。イギリス、オーストラリア、スウェーデン、香港では親と同居しているシングルマザーは皆無であり、アメリカでは20人中3人であった。それに比べて日本では、44人中10人が親もしくは親族と同居していた(なお、44人中の16人は母子寮の居住者であるため、実際には28人中の10人が親と同居していることになり、シングルマザーの「同居」依存はより高いといえる)。香港を除く他の4カ国では、離婚に際して親や親族の援助がかなり大きな部分を占めてはいるが、それらは経済的な援助も含むものの、主として精神的援助が中心であり、少なくとも同居という形は取らない。他国と比べて例外的である日本のシングルマザーの高い「親との同居」率は、親がいかにシングルマザーの生活に貢献しているか、また言い換えれば、それに代わる援助が不足している状況をよく反映しているといえよう。

<子の父からの養育費>を受けているシングルマザーが多いのは、オーストラリアとスウェーデンである。オーストラリアのシングルマザー20人中の17人が、スウェーデンでは18人中15人が、子の父からの養育費の支払いを受けている。また、スウェーデンでは養育費の支払いだ

けではなく父子関係も緊密で、定期的・不定期的に含むと18人中17人が離別後も父子関係を継続している。イギリス、香港、日本はその対極にあるようだ。イギリスでは、1993年に養育費徴収機関が設立されたにもかかわらず、父が養育費を逃れることは容易で、18人中7人だけが定期的・不定期的に養育費の支払いを受けていた。また、父と子が継続的な関係を維持していたものはほとんどいなかった。その種の機関がない香港では20人中8人が（14人が取り決めたにもかかわらず）、日本では44人中10人が（15人が取り決めたにもかかわらず）養育費を受け取っていたが、父子の面接・接触が日常的となっていない。アメリカについての記述がないが、これら2グループの中間に位置していると考えられる。

上位グループに属するオーストラリアとスウェーデンがともに養育費徴収制度を持っていること、下位グループに属する日本と香港がその制度を持たないことは、養育費徴収制度が機能していることを意味している。が一方、その種の機関がありながらうまく機能していないイギリスとアメリカの例は、機関の設立だけではなく、それとリンクする他の制度や子育てをめぐる社会の在り方等について考慮することを促している。

<公的援助>に対する各国のシングルマザーの要望としては、「労働条件の改善」「養育費について」「保育」が共通する3大課題である。特にイギリスでは、保育施設の不足がシングルマザーの継続的な貧困の原因であることが強調されている。オーストラリア、アメリカでは企業内保育の要望が述べられている。養育費については、日本と同様に養育費徴収機関のない香港、養育費徴収機関があるにもかかわらず十分に機能していないイギリス、アメリカにおいて、そのシステムが確立されることが強く望まれて

いる。養育費の徴収については比較的シングルマザーが満足していると思われるスウェーデン、オーストラリアでも、父親の払う養育費の増額、また支払いの事務手続きの簡略化等が望まれている。これらの結果は、日本でのシングルマザーの政策策定の参考になるはずである。

（3）調査が明らかにした「ジェンダー問題」

私の研究テーマのひとつは、シングルマザー、シングルファーザーの日米比較研究であり、ここ数年それらの調査に関わってきた。シングルマザーについての調査結果は、ミネルヴァ書房から『日米のシングルマザーたち：生活と福祉のフェミニスト調査報告』（1997年）として出版した。シングルファーザーについては、1998年度から2年間の文部省科学研究費の補助金と三菱財団の研究費助成を受けて、現在調査を継続中である。いずれもフェミニスト調査の視点に立ち、質的調査であるインタビュー調査を日本とアメリカで行った。これらの研究目的は、アメリカと比較することによって日本の女性が抱える問題点を明確にすることにある。いわゆる「女性問題」とは、アメリカだけの、または日本だけの孤立した問題ではなく、両国間（またはさらに複数の国を含めて）で有機的な関連を持っている問題なのである。

ゆえに国際的な視角が必要であるという主張は、本書の研究目的と通じている。本書の執筆者の一人である埋橋が別の機会に書いているように、国際比較研究において留意すべき点とは、実証的で分析的な研究であること、制度的な記述だけでなく、それらがどのような帰結、政策効果を生みだしているか、公的政策の土壌である人口・家族構造、雇用・労働市場をも視野に入れること。まさに「わが国の姿と位置を国際比較という“鏡”に映し出して明らかにしていく」作業が必要なのである（注3）。

本書が明らかにした「シングルマザーが抱える問題」とは、筆者らの研究から導き出された結果とぴったり重なる。筆者らの調査も参考にしながら、本調査が明らかにした日本のシングルマザーが抱える問題についてまとめてみよう。

本書が明らかにした「シングルマザーが抱える問題」とは、「ジェンダー問題 - ジェンダーから派生する困難をシングルマザーが象徴的に抱えていること」であるが、それらは次のような場面に典型的にあらわれる。

- 1) 家族規範から逸脱した、スティグマを伴う家族としての困難
- 2) 労働と子育てを両立することの困難 (保育問題・貧困の女性化)
- 3) 性別規範としての男性からもたらされる困難

1)と2)については、シングルマザーとして生活することのスティグマは、国によって差はあるものの、多かれ少なかれいずれのシングルマザーも抱えている困難の一つである。両親家族を規範としたそれぞれの社会では、シングルマザーはそれからの逸脱として捉えられ、ゆえに公的援助も不十分な、あるいはスティグマを伴ったものとなりがちである。またこのような社会のなかでは、女性が働きながら一人で子どもを育てることは一層困難である。シングルマザーとして生活することにスティグマや批判がないと答えたオーストラリアやスウェーデンのシングルマザーでさえも、労働条件の改善や、保育施設が十分に適切な場所がないこと、保育費の減額を必要としている。またスティグマはないと言いながらもスウェーデンでは、少年犯罪率が増加しつつある現在では、「父親不在の少年」が問題視されるようになり、その矛先がシングルマザーに向けられる懸念があることが述べられている。

3)については多少の説明が必要だろう。私

は本書の調査結果から、「男性問題」としての困難の存在があることが、強く印象づけられた。ひとつは、本書の調査項目の重要項目の一つである父親からの養育費について、いかに多くの父親が、(経済的だけでなく子育ても含めた)子どもの養育責任を母親だけに押しつけて回避していることか。他国と比べてかなり満たされていると考えられるオーストラリアやスウェーデンのシングルマザーでさえ、前夫たちが自分の子に十分な責任を感じていないし、養育費の配分も十分ではないと感じている。

二つ目は、女性への暴力の存在である。特に暴力について尋ねた項目があるわけではないのに、調査に答えるシングルマザーたちの背後に夫の暴力が見え隠れする。ほぼ半数(45%)の女性が、肉体的や心理的な暴力のある関係であったこと(アメリカ)、離婚の理由として33%の女性が身体的暴力を、さらに11%の女性が精神的な虐待をあげていること(イギリス)、離婚の理由として3人が精神的・肉体的暴力をあげ、うち1人は「全女性の家」という団体の援助を受けて夫の暴力から逃れた(スウェーデン)からである。日本でも、複数回答ではあるが44人中の23人が、離婚の理由として暴力と精神的虐待をあげている。これらは暴力について直接的に尋ねた質問のなかでの回答ではないため、夫からの暴力を受けた女性たちは実際にはもっと多いと推測できる。夫からの暴力は、決して私的な問題ではなく、社会的な対応が必要とされるゆえんである。スウェーデンでは家庭での女性への暴力の増加が問題とされているという記述もあるが、男女平等を志向する社会でさえも男女間の暴力がなくならないこと、それらの暴力はジェンダー問題であることを改めて認識させる。

本書は、シングルマザーの抱える問題がジェンダーから派生する問題であること、彼女たち

の困難とはジェンダーとリンクする問題であることを明らかにした。そして、いかに日本のシングルマザーが独特の困難を抱えているかを明らかにした。「彼女たち」が抱える困難は、「私たち」の困難であり、それを変えていくためには、このような調査がもっと出現することが必要なのである。

((財)家計経済研究所編『ワンペアレント・ファミリー(離別母子世帯)に関する6カ国調査』大蔵省印刷局,1999年,定価2,100円)

注

- (1)久田恵・酒井和子『正しい母子家庭のやり方』(JICC出版局,1985年)
- (2)フェミニスト調査については,杉本貴代栄「フェミニスト・リサーチの冒険」『女性化する福祉社会』(勁草書房,1997年)所収を参照のこと。
- (3)埋橋孝文『現代福祉国家の国際比較』(日本評論社,1997年)
- (すぎもと・きよえ 金城学院大学現代文化学部教授)

新川敏光著

『戦後日本政治と社会民主主義
：社会党・総評ブロックの興亡』

評者：鈴木 玲

著者の本書における問題意識は、なぜ日本では社会民主主義が成立しなかったのかということである。すなわち、なぜ社会党は80年代まで

階級主義路線から社会民主主義路線に転換することができなかったのか、そしてなぜ80年代以降の路線転換による「現実政党化」が失敗したのかということである。著者は、社会党・総評ブロックに注目して、労働運動のあり方が社会党の路線に重要な影響を与えたと論じる。本書の構成は以下の通りである。(1)「スカンディナヴィア・モデル」に関する先行研究の検討に基づいた、権力組織動員論などの分析視角の提示(第1章),(2)社会党の党内政治と政策選択の分析(第2章と第5章),(3)労資権力関係と労働組合運動の分析(第3章と第4章)。

本書の要約

第1章は、スウェーデンに代表される「スカンディナヴィア・モデル」の成立、制度化、動揺に関する先行研究を検討している。そしてこれらの研究に基づいて、日本における社会民主主義の分析視角を提示する。本書の分析視角は、権力資源動員論(労資階級の権力関係、特に労働側の労働組合・政党を通じての権力行使の度合い)を中心として、社会[民主]主義のディレンマ(労働者政党が党の性格を国民政党と階級政党のどちらに位置づけるのかという問題)や、制度論(労働組合や労働者政党が権力資源を動員する際の制度的文脈)、さらに階級交叉連合(あるセクター内で成立した労資間の連合)から構成されている。

第2章は、55年体制下の日本社会党が護憲平和主義・マルクス主義に基づいた「抵抗政党」に純化する過程を、党内の左派-右派対立に焦点をあてて分析する。そして、なぜ社会党は58年総選挙以降の停滞においても、イデオロギー的硬直性から脱却しなかったのかを考察する。社会党がマルクス主義・護憲平和主義を維持した理由については、自民党内反動勢力の存在、中選挙区制度によって共産党が存続したことな

ど、政党間の競合関係に注目した仮説が提起されてきた。それらの仮説に対して、著者は組織労働、特に総評の社会党に対する影響力が左傾化を促したとする仮説を提示する。そして、総評が社会党に対して影響力を持った理由として、2つの制度的要因、すなわち選挙制度（中選挙区制度）と機関中心の党内制度をあげる。これら2つの制度的要因は、それぞれ社会党の選挙における総評への依存を強め、総評と密接な関係を持つ社会主義協会派の党内での伸張を促した。また、著者は社会党が総評に依存して現実政党化しなかったのは、当時の状況（総評に変わる権力資源動員対象の欠如）や党の目標（政権獲得ではなく改憲阻止）を考慮すると、党にとって合理的な政策選択であったと論じる。

第3章と4章は、社会党が現実政党化しなかった理由を組織労働の権力資源動員という立場から分析する。第3章は民間企業での階級交叉連合の発達に焦点を当て、民間大企業組合は企業主義化したため社会民主主義の支持基盤にならなかったことを示す。すなわち、仮に社会党が現実政党化してマルクス主義から社会民主主義に方向転換したとしても、社会党は民間組織労働を権力資源動員の対象にできなかったのである。著者は、日本における階級交叉連合を、民間大企業経営者と企業主義的労働組合の労使和解体制と捉える。階級交叉連合は、生産性向上とその枠内での賃金向上を前提とし、55年の日本生産性本部の設立と春闘の開始をそのメルクマールとする。ただし、階級交叉連合は55年に直ちに確立したわけではない。50年代から60年代初めにかけて、総評は階級主義的産業別組織化戦略をとったが、自動車、鉄鋼、石炭産業の総評系組合は争議に敗れ、これらの産業の労働運動は第2組合の結成や組合指導部の交替で「企業と労働者の利益を一体視」する企業主義

を標榜するようになる。64年に結成されたIMF-JCは「公然」と企業主義を標榜し、春闘での影響力を強めていく。階級交叉連合はそれ以降さらに深化し、労使協議制のもとでの団体交渉の「否認」と労働組合の「第2労務部化」、長期雇用や能力主義管理などの人事・労務政策による「労働者個人の企業主義化」などが大手民間企業でみられるようになった。また、政府・自民党は企業における社会統合を促進する政策をとり、民間企業における階級交叉連合の成立に重要な役割を果たした。

第4章は、社会党の支持基盤である左派労働運動のなかで最も影響力のあった国労に焦点をあてる。この章は、国労の歴史を簡潔にまとめ、なぜ国労が左傾化（階級主義路線の維持＝社会民主主義の否定）していったかを分析する。著者は、国鉄労使関係の制度的側面（公労法により「スト権剥奪の代償」として制度化された公労委の仲裁制度）が国労の戦闘的路線を助長したと論じる。すなわち、政府は50年代に賃上げに関する公労委の仲裁裁定を完全に実施しなかったため、国労は公労法の枠内を越えて順法闘争や職場闘争などの実行使に訴えるようになった。さらに、60年代国労は「職場に労働運動を」のスローガンを掲げ、三六協定の締結権と団体交渉権を当局に要求した。当局はこれらの要求を拒否したが、国労は仲裁制度を利用し組合に有利な調停あるいは勧告を引き出し、67年末に「現場協議制度」を当局と協約化することに成功した。しかし、国労本部は皮肉にも現場協議制度によって組合政策の柔軟性を束縛されるようになる。国労本部は国鉄分割・民営化に柔軟に対応しようとするが、職場活動家の激しい抵抗により国鉄改革容認への路線変換ができなくなる。そのため、雇用に不安を感じた組合員的大量脱退により、国労は弱体化した。

国労の弱体化により、労働運動内の企業主

義 - 階級主義の対立は弱まり、80年代末には総評と同盟が解散し、連合が結成された。一方、民間労組の企業主義化はさらに進み、組合は少数精鋭主義、余剰労働者の出向・転籍に協力するなど、「第2労務部」としての役割を強化した。企業主義労組の労働運動でのヘゲモニー確立は、階級主義的労組に支持基盤を求めた社会党の「存在意義」を根底から揺るがすことになる。

第5章は、社会党の「現実政党化」をめぐる党内政治と党の路線変更を促した要因を分析する。85年に採択された「新宣言」により、社会党は組織性格の位置付けをマルクス主義から社会民主主義へ転換する。しかし、党内政治のもう1つの外交・防衛に関する対立軸をめぐる党内の対立は続き、「非武装中立路線」から日米安保、自衛隊を容認する「国際的現実主義」に転換しようとする党内の動きが、護憲平和主義勢力の強い抵抗にあう。著者は、社会党の現実政党化を説明する要因として、組織労働の影響をあげる。すなわち、総評は楨枝 富塚体制以降階級主義路線から「現実主義路線」に路線転換し、IMF-JCと同盟との連帯を模索し始め、社会党に対して現実政党化するように圧力をかける。しかし、「労組依存モデル」は、社会党のマルクス主義から社会民主主義への転換を説明できるものの、護憲平和主義への固執にみられる党の組織労働の圧力に対する「抵抗力」を十分に説明できないという限界がある。

社会党がマルクス主義から社会民主主義へ転換して現実政党化したことは、合理的な選択であったのだろうか。著者は、労働市場、社会保障の分野で企業主義が完成したこと、「フォードイズム」の行き詰まりから西欧型社会民主主義が見なおされている状況を考慮すると、社会党の社民戦略は「非現実的」なものであったと論じる。さらに、現実政党化は党勢の拡大をも

たらさず、逆に党を著しく弱めた。なぜなら、社会党はこれまでの労組依存にかわる「新たな権力資源動員戦略」を見出せないまま、連立政権参加や新党結成運動を行ったからである。

終章は、ヨーロッパ諸国における社会民主主義の復調と日本における社会民主主義の可能性について触れる。著者は、社会党の「失敗」によって日本において社民主義の可能性が存在しないと結論をだすのは早計であるとする。すなわち、これまで企業レベルで解決されてきた再分配の問題が、企業社会の動揺によって「深刻な政治的争点」になった場合、「社会民主主義政党への支持動員」の条件が整う可能性を指摘する。

本書へのコメント

本書の成果は、権力資源動員論を中心にした欧米社会民主主義諸国の比較政治での分析視角により、日本の労働政治を説明できることを示したことである。また、権力資源動員論だけではなく、社会[民主]主義のディレンマ、制度論、階級交叉連合などの視角と組み合わせた分析枠組を用いることにより、議論を説得力があるものになっている。これまでも、久米郁男、井戸正伸などの研究が、比較政治の分析視角から日本の労働政治の説明を試みたが、それぞれ政治的機会構造、ゲーム理論という分析視角に過度に頼ったため、日本の事例を一面的にしか説明できなかったと考えられる。それに対し、本書の分析枠組は少々複雑に見えるが、先行研究よりニュアンスのある分析になっている。例えば、社会党が総評に依存して現実政党化しなかったことは党の非合理的な選択であったとみなされる傾向にあるが、著者は資源組織動員と社会[民主]主義のディレンマを組み合わせ、現実政党化しなかったことが必ずしも社会党にとって非合理的な選択ではなかったと論じる。

本書のもう1つの成果は、階級政治と政党政治を関連づけて分析することで、労働政治のミクロ・マクロ連関を示したことである。ミクロ（企業）レベルの労使関係と、マクロ（国家）レベルの組織労働やそれを代表する政党の行動は、別々に研究される傾向にあった。そのため、労使協議制度や職場での労働者参加の研究は企業レベルでの「労使対等」を前提として、メゾ、マクロ・レベルの労資の権力関係を考慮しない場合が多かった。一方本書は、企業レベルでの階級交叉連合を国家レベルでの労資の権力資源動員に関連づけて説明し、民間企業における「労使和解体制」成立やその後の企業主義の深化は、資本・経営側のイニシアチブおよび国家政策の支援によるところが大きかったことを示している。

本書の分析アプローチの大枠は充分納得性があると考えられるが、疑問点・著者が見落していると思われる点を指摘したい。第一に、著者は総評（そのなかでも国労などの官公労）以外に社会党が権力資源動員する対象がなかったと論じるが、果たして社会党に戦略の選択肢がなかったのだろうか。50～60年代にかけて社会党は総評またはその傘下組合と、日教組の勤務評定反対闘争、警職法反対闘争、日米安保反対闘争、政暴法反対闘争などの共闘をした。その過程で「戦後革新勢力」が形成され、それは国労などの官公労よりも広範な支持基盤を形成したと考えられる。社会党は、なぜ60年代以降、戦後革新勢力を権力資源動員の対象としていくことができなかったのだろうか。

また、著者は全国金属などの中小企業労働運動については触れていない。中小企業労働者や

未組織労働者は、春闘を通じた再分配システムから受ける恩恵は相対的に少なかったが、社会党の権力資源動員の対象になる可能性はなかったのだろうか。

第二の疑問は、階級交叉連合の「解消」についてである。著者は、連合の結成により協調的労使関係が「完成」したため「労々対立」が解消され、民間大企業の階級交叉連合も解消したと論じる。確かに国労などの弱体化で、階級主義的組合と協調主義的組合との労々対立は解消し、それが政党政治における55年体制解消の要因の1つになった。しかし、連合の結成により階級交叉連合が所与とする労々対立がなくなったわけではない。評者は、連合内においても労々対立は存在すると考える。すなわち、行政改革、労基法改正などの規制緩和、春闘のあり方などの問題をめぐって、民間大企業組合と公共部門組合・中小企業組合は利益を異にし、セクター間の意見の対立が見られた。そのため、民間大企業労組と日経連との提携が強まったとされるが、それは新しい形の階級交叉連合の形成と見ることができる。本書の分析は階級政治と政党政治が密接に結びついていることを前提としているが、このような新しい形の階級交叉連合は社会党衰退以降の政党政治にどのような影響を及ぼしているのだろうか。それとも、階級政治と政党政治は別々の動きをするようになったのだろうか。

（新川敏光『戦後日本政治と社会民主主義 - 社会党・総評ブロックの興亡』法律文化社、1999年、249頁、3500円＋税）

（すずき・あきら 法政大学大原社会問題研究所助教 授）